

新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査の迅速化に関する意見書

新型コロナワクチン接種後の健康被害については予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となっており、その給付に当たっては、市町村が健康被害を受けた本人やその家族からの申請を受け付け、国による審査の結果を受けて支給・不支給の通知を行うこととなっている。

これまで厚生労働省は、新型コロナワクチン接種による申請件数の増加に対応するため、審査体制を順次強化し、審査を加速させてきた。しかしながら、本年1月末現在における審査未了の件数は約3000件にも上っており、依然として多くの審査が終わっていない状況にある。

このような中、市民からは新型コロナワクチン接種後の健康被害に関する相談が多く寄せられており、健康被害救済制度の申請者は一日も早い審査が行われ、支給決定されることを強く待ち望んでいる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、新型コロナワクチンは生後6か月以上の全ての国民を対象とした接種が行われており、今後も接種後の健康被害は不可避免的に生じるものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査のさらなる迅速化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		